

SSRモードSアドレスの割当てに関する覚書

装航第4245号
空機第968号
平成8年8月13日

防衛庁装備局 航空機課長

岡 崎

運輸省航空局技術部 航空機安全課長

平 澤 愛 祥



防衛庁と運輸省は、防衛庁所属の航空機にSSRモードSアドレスを割当てることに関し、次のとおり同意する。

1. 防衛庁は、同庁所属の航空機について運輸省にSSRモードSアドレスの割当てを申請することができる。運輸省は申請に基づきSSRモードSアドレスの割当てをする。
2. 運輸省は、防衛庁所属の航空機にSSRモードSアドレスを割当てたときには、割当てられたことを証明する割当書を防衛庁に交付する。
3. 防衛庁は、SSRモードSアドレスの割当てを受けた防衛庁所属の当該航空機について用途廃止またはSSRモードSトランスポンダ装置を装備しなくなったときには、当該SSRモードSアドレスは取り消すこととし、遅滞なく割当書を運輸省へ返却する。
4. 防衛庁は、運輸省より割当てられたSSRモードSアドレスについて照会があった場合には、速やかに回答するものとする。
5. 防衛庁は、割当てられたSSRモードSアドレスの管理を適切に行うため、必要な措置を講ずるものとする。
6. 運輸省が割当てるSSRモードSアドレスに関し、本覚書の見直しの必要が生じた場合には、別途協議するものとする。